専門医資格取得に際し必要な申請条件

専門医資格取得[に際し必要な申請条件 経験症例	期間	症例数	疾患領域
一般受験	規則13条の6(細則8条の臨床経験が必要) ⇒ 30例、腫瘍は研修施設、非腫瘍と移植例は指導医のもとであれば施設は問わず。経験期間の規定なし	いつでも	30	細則8条に明記
暫定指導医資格	規則・付則9の5(細則12条の経験症例が必要) ⇒ 直近5年に20例、疾 患領域を問わない、経験施設も規定なし	直近5年	20	規定なし
血液専門医資格	規則14条に明確な免除規定なし。HPの"血液専門医の免除規定"の申請条件 12-1&2に 造血器腫瘍10例と非腫瘍5例は免除と規定。経験期間の規定なし	いつでも	15	固形10例・移植1例含む15例 個別症例票は固形3例・移植1例含む 7例
	研修単位			
一般受験	規則13条の7(細則5条の7) ⇒ 100単位、期間の規定なし	いつでも	100単位	
暫定指導医資格	規則・付則9の6 ⇒ 細則・付則5の5) ⇒ 100単位、期間の規定なし	いつでも	100単位	
血液専門医資格	規則14条に明確な免除規定なし。HPの"血液専門医の免除規定"の申請条件12-2の7)に 研修単位も70単位と免除。期間の規定なし	いつでも	70単位	
	学会発表			
一般受験	規則13条の8(細則5条の8) ⇒ 細則7条の3件(筆頭1つ以上) ⇒ 直 近5年間	直近5年	3つ	筆頭1つ
暫定指導医資格	規則・付則9の7(細則15条の2の発表が必要) ⇒ 細則11条 + 2件 = 細則7条の2の3件(直近5年、筆頭なくても可)+追加2件	直近5年	5つ	筆頭不要
血液専門医資格	規則14条には研修期間・経験症例・血液学試験の免除のみ規定あり。 (一般受験と同じ)	直近5年	30	筆頭1つ
	論文			
一般受験	規則13条の8(細則5条の論文が必要) ⇒ 細則7条の3件(筆頭1つ) ⇒ 直近5年間	直近5年	3つ	筆頭1つ
暫定指導医資格	細則・付則9の7(細則15条の2の論文が必要) = 細則11条の3) = 細則7条の3の3件(直近5年間に限定、筆頭でなくても可)	直近5年	3つ	筆頭不要
血液専門医資格	規則14条には研修期間・経験症例・血液学の試験の免除のみ規定あり。 (一般受験と同じ)	直近5年	3つ	筆頭1つ